

○東温市地域自立支援協議会設置要綱

(平成 20 年 3 月 3 日告示第 12 号)

改正 平成 21 年 4 月 1 日告示第 31 号 平成 24 年 8 月 17 日告示第 103 号

(設置)

第 1 条 東温市に居住する障害者(以下「障害者」という。)が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的に東温市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障害福祉に関する各般の困難事例への対応方法に関すること。
- (3) 地域の関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (4) 相談支援事業のうち相談支援強化事業の活用に関すること。
- (5) 障害福祉計画等の策定及び進捗管理に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会に全体会議と個別支援会議を置く。

2 全体会議の委員は、25 名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 障害者・市民を代表する者
- (4) 委託相談支援事業所
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 個別支援会議は、前項に定める機関・団体の実務担当者、及びその他必要な関係者で構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の全体会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 個別支援会議は、困難事例等に対処するため、実務担当者等により必要に応じて適宜開催するものとし、会議の進行は参集者から互選する。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、協議した結果のうち、協議会へ報告すべき内容がある場合は、協議会で報告するものとする。

3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議及びこの活動で知り得た秘密について、他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 この協議会の庶務は市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第31号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 17 日告示第 103 号)

この告示は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。